

仕 様 書

1 件名

愛媛森林管理署燃料調達（単価契約）第2回

2 規格及び予定数量

予定数量、種類：レギュラーガソリン 5, 000 L
灯油 1, 500 L

3 契約期間

（自）令和8年10月1日 （至）令和9年3月31日

4 契約内容

愛媛森林管理署にて使用している業務用自動車等（官用車外）へのレギュラーガソリンの給油、提供及び愛媛森林管理署への灯油の配達を行う。

5 提供方法

（1）受注者は、車ごとに給油伝票・チケット又はカードを発行するものとし、発注者が供給スタンドで供給を受ける場合は、発行された給油伝票を提出して上記4の内容を実施できるものとする。

（2）給油所が下記のエリア内に所在すること。

松山市中央1丁目～2丁目	松山市宮西1丁目～2丁目
松山市衣山1丁目	松山市宮田町
松山市六軒家町	松山市大手町2丁目
松山市美沢1丁目～2丁目	松山市三番町8丁目
松山市朝美1丁目～2丁目	松山市千舟町8丁目
松山市南江戸1丁目～4丁目	

6 納品及び請求

（1）給油店は、愛媛森林管理署職員が車両を持ち込み、給油伝票・チケット又はカードを提示した時は、当該職員が指示するところにより給油するものとする。

（2）請求にあたって受注者は、供給したガソリン等について、一ヶ月分を取りまとめた一覧表を作成するものとし、一覧表には、納品年月日・品名・給油車両番号・数量及び一ヶ月分の合計数量を表示した内訳書を添付するものとする。

（3）受注者は、上記（2）の一覧表並びに請求書を翌月の10日（休日の場合は直前の平日）までに提出するものとする。

7 その他

（1）予定数量は6ヶ月間の見込み数量であり、車両の使用状況により変動するので変動があっても意義の申し立ては認められない。

（2）契約期間内に受注者が経営する給油店の閉鎖などにより、給油箇所に変更があった場合は、遅滞なく報告すること。

（3）油伝票・チケット又はカードの発行に係る経費は、受注者負担とする。

（4）本仕様書について疑義又は不明な点がある場合は、担当者へ照会すること。